

会計帳簿の記載~~要領について~~に当たっての留意事項

1. 支出簿の記載

- 支出簿には、当該政治団体のすべての支出及び当該支出に係る一定の事項を記載しなければならない。
- 「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう（法第4条第5項）。

2. 支出項目の区分の意義

- 政治資金規正法は、政治活動の公明を確保するため、政治資金の収支を公開し、政治資金の収支の状況を国民の前に明らかにすることを目的とするものであって、それに対する是非の判断は国民に委ねられている。
- このような法の理念からすれば、収支報告書や会計帳簿における支出項目の区分は、国民に対し政治資金の支出の状況を明らかにする際に、国民の判断に資する観点から設けられているものと解される。
- 今回の政治資金規正法の改正における収支報告書の記載基準の引下げ（1件5万円以上から1万円超へ引下げ）等や少額領収書等の写しの開示制度の創設により、国会議員関係政治団体は、分類された各支出項目の支出の明細について、今まで以上に、経常経費（人件費を除く。）と政治活動費の区別なく、国民の前に明らかにされる状況となっている。

3. 支出項目の区分の分類

- 支出については、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の10項目に分類し、それぞれ支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに支出の目的、金額及び年月日を記載する。

○ 政治団体の支出には、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費と政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費とがあるが、前者を経常経費（人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費）とし、後者を政治活動費（組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費）として分類することとされている。

○ 支出項目の区分の分類に当たっては、当該支出がどのような目的で行われたかに則して分類するものであり、下記の例のように、支出により得た物品やサービスが外形的に同じ場合であったとしても、その物品やサービスがどのような目的で必要であったかにより分類される項目は異なるものである。

したがって、支出項目の区分の分類に当たっては、政治団体の会計責任者等が、どのような目的で支出をしたのかを踏まえて、適切に分類することが求められるものである。

（例）

- ・ 事務所の維持に必要な活動のために支出したタクシー代 事務所費
- ・ 政治団体の組織活動のために支出したタクシー代 組織活動費

○ なお、支出項目の区分の分類に当たっては、別添の「支出項目の分類の考え方」を参考とすること。

4. 会計帳簿の記載の方法

○ 1枚の領収書等の中に複数の支出項目にわたる支出が含まれている場合には、支出の目的ごとに分割して記載すること。

○ S u i c a や P A S M O を利用する場合、S u i c a 等に現金をチャージした時点で、その分を支出に計上すること。その後、S u i c a 等を利用して乗車券、物品等を購入した時点において、当該購入分を支出に計上するとともに、同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる乗車券相当分」として計上すること。なお、この場合、備考欄に「S u i c a 等による乗車券購入」である旨を記載することが望ましいこと。

⑤ ○ 支出の年月日は、経費発生日ではなく、支払日を原則とするため、クレジットカード等により支出をした場合は、原則として利用金額が口座から引き落とされた時点を記載すること。なお、その際は、支出の目的ごとに分割して記載すること。

5. 無償提供の記載の方法

- 政治資金規正法上は、金銭のみならず、物品その他の財産上の利益の供与又は交付は寄附とされているので、事務所、自動車、労務、物品の無償提供についても寄附として会計帳簿に記載すること。
- 政治団体が事務所の無償提供等の金銭以外の財産上の利益を受けた場合は、これを時価に見積った金額を寄附として収入に計上するとともに、寄附相当分を支出にも計上すること。この場合、支出の項目は、政治活動費中「その他の経費」とし、支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載すること。
- 政治団体が労務の無償提供等の金銭以外の財産上の利益を与えた場合は、これを時価に見積った金額を寄附として支出に計上するとともに、寄附相当分を収入にも計上すること。この場合、収入の項目は、「その他の収入」とし、摘要欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載すること。

支出項目の分類の考え方

支出項目	項目の内容
○経常経費	政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
①人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
②光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
③備品・ 消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
④事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの
○政治活動費	政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
⑤組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
⑥選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類
⑦機関紙誌の 発行その他 の事業費	（ア）機関紙誌の発行业業費 機関紙誌の発行业業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費
	（イ）宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類
	（ウ）政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類
	（エ）その他の事業 上記の（ア）、（イ）及び（ウ）以外の諸事業に要する経費
⑧調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
⑨寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
⑩その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費

委員 限り

資料 D
